

## 学校法人大阪青山学園 ハラスメントの防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人 大阪青山学園、大阪青山大学及び青山幼稚園（以下「学園」という。）におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応(以下、「ハラスメントの防止等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、本学園のすべての教職員（労働者派遣契約その他の契約に基づき本学園の業務に従事する者を含む。以下同じ。）及び学生等の利益の保護及び良好な就業・修学環境の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントとは、教職員又は学生が、就労上又は修学上の関係を利用して他の教職員若しくは学生又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) パワー・ハラスメントとは、教職員が、職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して他の教職員又は関係者に対して行う就労上の不適切で不当な言動をいう。
- (4) アカデミック・ハラスメントとは、教職員又は学生が、職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して他の教職員若しくは学生又は関係者に対して行う研究上、教育上又は修学上の不適切で不当な言動をいう。
- (5) 妊娠・出産・育児介護休業等に関するハラスメントとは、教職員又は学生が、妊娠・出産等又は妊娠・出産、育児若しくは介護に関する休業その他の制度若しくは措置の利用を理由として他の教職員若しくは学生又は関係者に不利益又は不快感を与える言動をいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントのため教職員の就労上又は学生の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上又は学生が修学上の不利益を受けることをいう。

### (学園の責務)

第3条 学園は、次の各号に掲げる活動等により、学園におけるハラスメントの防止等の措置を講じなければならない。

- (1) 教職員及び学生に対し、別に定める学園におけるハラスメントに対する基本方針及

びこの規程の周知徹底を図ること。

- (2) 教職員及び学生に対し、ハラスメントの防止等に関し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うこと。
- (3) 教職員及び学生に対し、ハラスメントの防止等に関し必要な研修を実施すること。
- (4) 新たに教職員となった者に対し、ハラスメントの防止等に関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに教職員を監督する地位に就いた教職員に対し、ハラスメントの防止等に関する役割を理解させるため、研修を実施すること。

#### (監督者等の責務)

第4条 教職員を監督する地位にある者及び学生を指導する立場にある教職員は、次の各号に掲げる事項に留意してハラスメントの防止等の措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の指導等により、ハラスメントについて教職員及び学生の注意を喚起し、ハラスメントの防止等に関する認識を深めさせること。
- (2) 教職員及び学生の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題が学園に生じないようにすること。

#### (教職員及び学生の責務)

第5条 教職員及び学生は、ハラスメントを行ってはならない。

#### (学園の相談窓口)

第6条 ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口として「人権・ハラスメント相談室」及び「学生相談室」（以下「相談室」という。）を設け、相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談室に関し必要な事項は、別に定める。

#### (委員会等)

第7条 ハラスメントの防止等に関する事項を処理するため、必要に応じ学園に委員会等を置く。

- 2 委員会等に関し必要な事項は別に定める。

#### (プライバシーの保護等)

第8条 相談員及び関係委員会は、ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその他関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

- 2 相談員及びハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、任務遂行上知り得た秘

密を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 理事長、学長、学部長その他教職員は、ハラスメントに対する相談、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な相談又は対応をした教職員又は学生に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、大阪青山短期大学部は、令和3年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。